

平成26年7月10日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
文部科学大臣
厚生労働大臣

静岡県磐田市議会議長 小野 泰弘

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手指や体の動き、顔の表情を使って伝達するもので、独自の語彙や文法体系を持つ日本語と対等の言語である。「音声が届かない」「音声で話すことができない」聴覚障害者にとって、日常生活を営む上で欠かせない情報獲得とコミュニケーションの手段として大切にされてきた。

しかしながら、日本社会への手話の普及がなかなか進まない現状から、聴覚障害者が仕事や社会生活を行う上での課題は多く、手話で学べる大学、手話による資格取得などの環境も、ほとんど整備が進んでいない実情がある。

平成18年、国連総会において、障害者権利条約が採択され、手話は言語であることが明記された。

我が国においても、平成23年、障害者基本法が改正され、第3条で「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定めている。また同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を義務付けている。

こうした動きを踏まえ、聴覚障害者の情報・コミュニケーション環境を改善していくためには、まず、手話が音声言語と対等の言語であることを明記するとともに国民全体に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として研究・普及することのできる環境整備が必要である。

よって、国においては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を早期に制定するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。